

2012年11月27日

相続や成年後見の問題

1 前回のコラムで告知させていただいたとおり、先日、同期の弁護士と札幌市資料館にて相続や成年後見に関する市民の方々向けの講演を行ってきました。講演にあたっては、添付したパワーポイントのデータを用いましたので、このコラムと合わせてご覧いただけたらと思います。私にとっては、講演などは生まれて初めての経験でしたが、ご参加いただいた皆様が熱心にお話を聞いて下さるので楽しみながらお話をすることができました。

2 講演をしてみて思ったのは、市民の方々の相続や成年後見の問題に対する関心が非常に高かったということです。交通事故や離婚、刑事事件などと違って相続は誰もが経験する問題だからでしょうか、講演中も講演終了後も、遺言の方式や相続分等に関するご質問を相当数いただきました。

市役所や弁護士会の法律相談センターでも、相続絡みの相談は多いと思います。ただ、相談を受けて思うのですが、もっと早くに相談に来て下さっていただければというケースが多いです。講演でもそのことはお話ししましたが、今日は、このコラムの中でも取り上げたいと思います。

3 相続は、被相続人が亡くなられると開始するものですが、相続が開始してから遺産分割のために財産を把握しようと思っても、「死人に口なし」ですから、財産の把握は難しくなってしまう。財産把握に時間がかかっている間に相続人の1人

が財産を勝手に使い込んでしまうかもしれません。これに対し、早めに相続問題を考え生前に遺言などをしておけば相続は非常にスムーズにいきます（いい加減な遺言を残してしまうとかえってモメるケースもありますが）。

成年後見でも、親族を成年後見人としたものの、あろうことか財産を管理し面倒を見るべき成年後見人が成年被後見人の財産を着服するというケースが目立っていますが、早めに専門家が介入していれば（場合によっては弁護士などが成年後見人に就任する）このようなりスクは極めて小さくなるはずです。

他にも、被相続人がろくに財産もなく借金を抱えて亡くなられた場合などには、相続人は相続放棄をすることが考えられますが、相続放棄が可能な期間は3か月と短く、早めに動かなければその選択肢は取り得なくなってしまうます。

このように、相続などの分野では、早めに専門家が入り、財産や各人の利害関係等をしっかりと把握しておくことが後々の問題を防ぐのに非常に有効なのです。

4 もっとも、相談者側からすれば、困ってもいないのにわざわざ弁護士に相談に行くことに対し、抵抗があるかもしれません。しかし、例えば「いまは問題がないが、将来私がもっと年をとって財産管理等が自分でできなくなった時のためにあらかじめ後見人を選んでおきたい」というのは、立派な相談です。そのような相談であれば、任意後見契約という制度をすすめることができます。元気で健康なうちから相続について考えて相談にいらっしゃることも何らおかしいことではありません。健康でなくなってしまうってから財産を整理しようとしても難しいですし、自分が満足に動けないのにつけ込んで他人が勝手に財産を処分してしまうこともあります。

5 添付したパワーポイントのデータには、相続等に関する基礎的な知識を盛り込んでいます。講演用のレジюмеなので情報は多くないですが、その分コンパクトで重要部分だけを盛り込んでいます。まずは、これをご覧いただき、気になるところや自分の親族らとの関連で問題になりそうな部分などがあれば、ぜひ相談にいらしてください。（会田）